

施設名・区分	通常の利用時間	利用中止の時間
中央図書館		
四谷図書館	午前9時～午後9時45分 (日曜日、祝日は午後6時まで)	午後6時～9時45分
大久保図書館		
角筈図書館	施設内の点検のため休館中	
戸山図書館		
北新宿図書館	午前9時～午後7時 (土・日曜日、祝日は午後6時まで)	午後6時～7時
中町図書館		
鶴巻図書館	午前10時～午後7時 (土・日曜日、祝日は午後6時まで)	午後6時～7時
西落合図書館	※4月からは全日午前9時から	
ウィズ新宿（男女共同参画推進センター）	(会議室利用)午前9時～午後10時	午後6時～10時
	(施設利用)午前9時～午後8時	午後5時～8時
元気館	午前9時～午後9時	午後5時～9時
環境学習情報センター	午前10時～午後9時	午後5時～9時
区民ギャラリー	午前10時～午後6時	午後5時～6時
新宿リサイクル活動センター	午前9時～午後10時 ※建て替えのため3月31日で休館	午後5時～10時
地域センター	午前9時～午後9時45分	午後5時30分 ～9時45分
角筈地域センター	施設内の点検のため休館中	
四谷区民ホール	午前9時～午後9時45分	午後5時45分 ～9時45分
牛込簞笥区民ホール		
角筈区民ホール	施設内の点検のため休館中	
生涯学習館	午前9時～午後10時	午後6時～10時
新宿コズミックスポーツセンター	被災者受け入れのため利用中止	
新宿スポーツセンター	午前9時～午後10時	午後7時30分～10時 (プールは午後4時30分～10時)
大久保スポーツプラザ	午前9時～午後10時	午後7時～10時
牛込第三中学校（夜間）	午後6時30分～9時	利用中止
西早稲田中学校（夜間）	午後6時30分～9時	利用中止
四谷中学校（夜間）	午後6時～9時	利用中止
小・中学校の開放 (校庭・体育館・教室)	午前9時～午後9時	午後6時～9時

東北関東大震災に伴う 節電のため 区立施設の 夜間利用を中止

電力事情が好転するまでの間、夜間の施設利用を中止しています。すでに利用の予約をしている方にも、夜間利用の自粛・短縮をお願いしています。ご協力ください。詳しくは、各施設にて確認をお願いします。

施設名・区分	通常の利用時間	利用中止の時間
西戸山公園野球場	(4月～9月) 午前6時～午後9時	
落合中央公園野球場	(4月～6月・9月) 午前6時～午後9時	4月以降は午後5時 以降の利用中止
落合中央公園庭球場	(7月～8月) 午前6時～午後10時	
大久保スポーツプラザ 庭球場	午前9時～午後10時	午後5時30分～10時
グリーンヒル八ヶ岳	被災者受け入れのため利用中止	
箱根つづじ荘	被災者受け入れのため利用中止	
ヴィレッジ女神湖	被災者受け入れのため利用中止	
しんじゅく多文化共生 プラザ	(施設利用) 午前9時～午後9時	午後6時～9時 (多目的室の利用が ない場合)
	(多目的室利用) 午前9時～午後8時30分	午後5時～8時30分
新宿文化センター	午前9時～午後10時	午後6時～10時
新宿歴史博物館	(協働企画展開催中の水曜日) 午前9時30分～午後8時	午後5時30分～8時
BIZ新宿 (区立産業会館)	午前9時～午後10時	午後6時～10時
新宿消費生活センター 分館	午前9時～午後9時45分	午後5時45分 ～9時45分

- 助成対象の世帯

次の①～③いずれかの世帯のみ、★のすべてに該当する世帯

- ①65歳以上の方がいる60歳以上の方のみの世帯（単身世帯は65歳以上の方）
- ②ひとり親家庭の医療費助成を受けている世帯
- ③東京都の自立支援医療受給者（精神通院）をお持ちの方がいる世帯（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は対象外）

★23年度の住民税が非課税

★助成対象経費の支払い日に区内に在住（新宿区に住民登録または外国人登録をしている）

※23年3月31日以前に地上デジタル放送に移行した世帯、すでに助成金が交付された世帯は対象にならないません。

※申請日または助成金交付日に区

1万3千円を限度（助成は1世帯に付き1回）

- 助成対象の経費
23年4月1日(金)～7月24日(日)に支払った次の経費
- ▼地上デジタル放送対応のアンテナの購入・設置に必要な経費
- ▼集合住宅等の共同受信施設を利
- 用し、その施設の改修に必要な経費
- ▼新たにケーブルテレビ・光ケーブ
- ルテレビに加入するための導入工
- 事に必要な経費
- ▼加入しているケーブルテレビをゴ
- ジタル放送に変更するために必要を
- 経費（月割使用料を除く）
- ※テレビ・チューナーの購入・設置に
- 必要な経費は対象にはなりません。

地上デジタル放送への完全移行に向けて、国では住民税非課税世帯に地上デジタル放送対応の簡易チューナーを無償で給付しています。しかし、簡易チューナーのみではテレビの映りが悪く、アンテナの購入・設置が必要な場合があります。このため、区では4月1日(金)から、アンテナの購入・設置等の移行に掛かった経費の一部を助成します。

**地上デジタル放送の移行に
掛かつた経費を助成します**

●申請手続き

4月1日(金)～10月31日(月)に、必要書類を地域福祉課福祉計画係（〒160・8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階）へ郵送またはお持ちください。書類は特別出張所でもお預かりします。申請書は同課・特別出張所で配布しています。

る書類（申請者の預金通帳のコピー等）▼23年1月2日以降に新宿区に転入した方は前住所地の23年度非課税証明書、▼対象の②に該当する世帯は親医療証のコピー、▼対象の③に該当する世帯は東京都の自立支援医療受給者証（精神通院）のコ

- 申請に必要な書類
- ▼所定の申請書、▼印鑑、▼助成対象経費・対象品目の分かる書類（領